

第Ⅳ章

林業・山村の活性化

林業は、木材等の生産活動を通じて、森林の 有する多面的機能の発揮や山村地域の雇用の確 保に寄与する産業である。

平成22(2010)年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、「森林・林業の再生」が国家戦略プロジェクトの一つに位置付けられ、林業は21世紀の我が国全体の成長を支える分野として期待されている。

本章では、林業経営や林業事業体等の現状、 林業を主たる産業とする山村の現状とその活性 化に向けた取組等を記述するとともに、林業の 再生に向けた施業の集約化や人材育成等の取組 について記述する。

1 林業の現状と課題

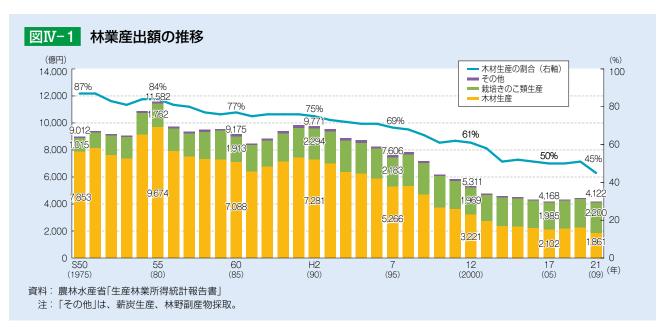
我が国の林業は、小規模零細な森林所有構造の下、 施業の実施は低位にあり、林業労働者も減少傾向に ある。以下では、林業経営の現状、森林組合を始め とする林業事業体の状況、林業労働力の確保、労働 災害等について記述する。

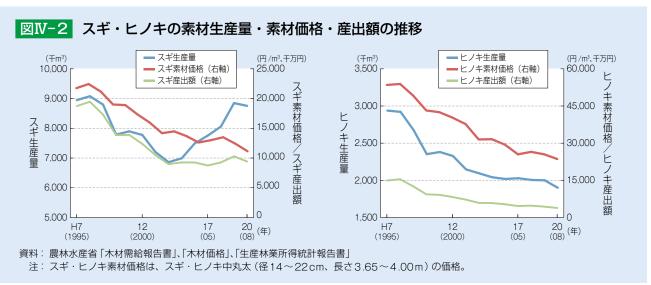
(1) 林業産出額

「林業産出額」は、国内における木材、栽培きのこ類、薪炭等林業生産活動による生産額の合計である。 平成21(2009)年の林業産出額は、前年に比べ、木材生産量の減少及び価格の低下等により、木材生産額が12.8%減少したこと等により、全体で7.3%減少の4.122億円となった(図N-1)。木材生産額の 減少は、主として素材価格の下落によるものである (図 N - 2) 。

林業産出額は、長期的に減少傾向で推移しており、 平成21(2009)年には、ピーク時であった昭和55(1980)年の36%となっている。この減少分は、ほとんどが木材生産額の減少によるものである。木材生産額の林業産出額全体に占める割合は、昭和50(1975)年ごろには9割近くであったが、平成14(2002)年以降は、5割程度に下落しており、平成21(2009)年度には45%を占めるにすぎない。

これに対して、栽培きのこ類の生産額は、近年、大きな変化はないものの、木材生産額の減少によって、林業産出額に占める割合が上昇している。平成21(2009)年には、栽培きのこ類の生産額が林業産出額の53%を占めている。





(2) 林業経営の動向

(林業所得は減少)

農林水産省の調査によると、家族経営の林業経営体*1のうち、山林を20ha以上保有し施業を一定程度以上行っている経営体における1経営体当たりの林業粗収益*2は、平成20(2008)年度には178万円であった。一方、施業請負わせ料金や雇用労賃等の林業経営費は168万円で、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は10万円(前年度に比べて19万円の減少)であった(表IV-1、図IV-3)。

林業所得の減少は、1経営体当たりの伐採材積に

表IV-1	林業所得の内訳
-------	---------

	項目	単位	平成 19 (2007) 年度	平成20 (2008) 年度	増 減
林業	粗収益	千円	1,904	1,784	▲ 120
	素材生産	//	1,246	1,041	▲205
	立木販売	//	275	206	▲ 69
	その他	//	383	537	154
林業	林業経営費		1,613	1,681	68
	請負わせ料金	//	539	557	18
	雇用労賃	//	270	300	30
	原木費	//	125	130	5
	その他	//	679	694	15
林業	所得	//	291	103	▲ 188
伐拐	杉積	m ³	125	125	0

資料: 農林水産省「林業経営統計調査」

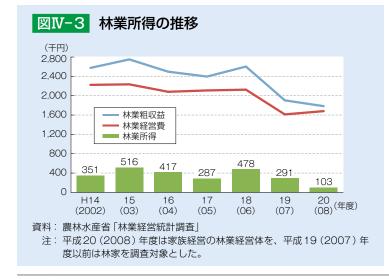
変化がみられないことから、木材価格の下落に伴う 木材販売収益の減少によるものである。

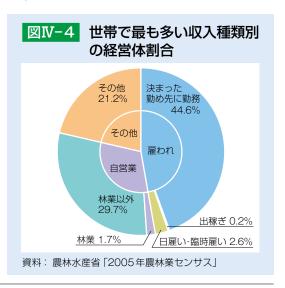
2010年世界農林業センサス(概数値)によると、 過去1年間に保有山林*3で自ら素材生産を実施した 林業経営体の数は全体の8%である1万1千経営体 であり、大多数の林業経営体にとって、林業生産に よる収入は間断的なものとなっている。また、 2005年農林業センサスによると、家族経営の 林業経営体で、林業収入が最大となっているものは、 全体の僅か1.7%にとどまり、林業以外で生計を立 てている林業経営体が大半となっている(図IV-4)。

(森林保有形態は小規模林家が多数)

我が国の森林のうち、「私有林」は、森林面積全体の約6割、人工林総蓄積の約7割を占めており、林業生産活動に主要な役割を果たしている。私有林の所有者は、大きく「林家」と「林業経営体」に分けることができる。

2010年世界農林業センサス(概数値)によると、保有山林面積が1ha以上の世帯である「林家」の数は約91万戸であり、そのうち約9割が10ha未満の保有となっている。これら保有面積10ha未満の林家が保有する山林面積は、全体の約4割を占めるにすぎず、残りの約6割は、数では1割強しかない保有山林面積10ha以上の林家によって保有されている(図IV-5)。





- *1 「林業経営体」とは、「保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林施業計画を作成している」、「委託を受けて 育林を行っている」、「委託や立木購入により過去1年間に200m³以上の素材生産を行っている」のいずれかに該当する者。
- *2 1年間の林業経営の結果得られた総収益額で、林産物販売収入のほか、家計に消費するために仕向けられた林産物の時価評価額及び未処分林産物在庫増加額の合計。
- *3 世帯又は会社等が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林等を除いたものに他から借りている山林等を加えたものをいう。

また、「林業経営体」の数は約14万経営体で、そのうちの約6割は保有山林面積が10ha未満となっている(図 $\mathbb{N}-5$)。林業経営体の94%は法人以外の経営体であり、その大半は個人経営体(家族林業経営)である(表 $\mathbb{N}-2$)。

このように、我が国における森林の保有形態は、 保有山林面積の小さい森林所有者が多数を占める構 造となっている。

(施業の実施は低位)

2010年世界農林業センサス(概数値)によると、 山林を保有する林業経営体のうち、過去5年間に保 有山林において植林、下刈、間伐、主伐など何らか の林業作業を行った者は、全体の約8割であった。 また、作業別実施割合でみると、林業作業を行った 経営体のうち、6割以上が下刈または間伐を実施し ている一方で、主伐の実施割合は僅か6%であり、 植林も16%と低位であった。

これは、地球温暖化対策の推進により間伐が増加 した一方で、木材価格の下落により主伐が減少して、 新たな植林も減少したことによると考えられる。

(育林経費は高い)

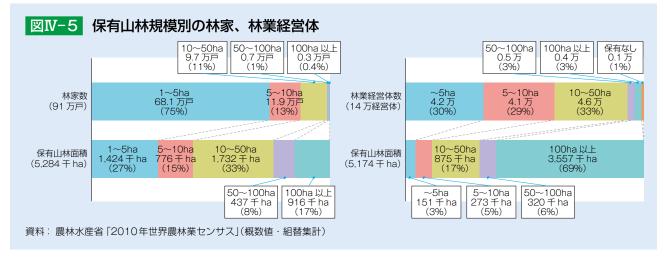
スギ人工林の造成・保育には、植栽から50年生までに平均で約248万円/haの経費を要し、この6割に当たる約150万円/haが植栽後10年間に必要となっている(図 $\mathbb{N}-6$)。

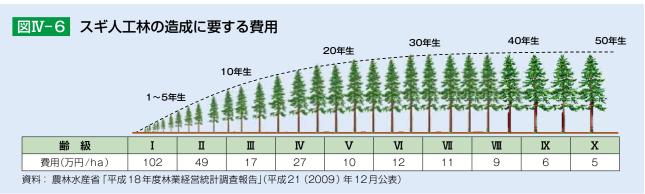
これに対して、平成20(2008)年時点の丸太価格に基づいて、50年生で主伐した場合の立木販売収入を試算すると、約174万円/haとなっている*4。このように、我が国の林業は、育林経費が高く、植林から伐採までの長期にわたる投資に見合った収入を得ることが困難な状況にある。

表IV-2 林家数、林業経営体数の組織形態 別内訳

	林家数	林業経営体数	
法人経営(会社·森林組合等)	_	6,957 (5%)	
非法人経営	_	131,371 (94%)	
個人経営体	907,125	125,242 (90%)	
地方公共団体·財産区	_	1,669 (1%)	
合 計	907,125	139,997 (100%)	

資料: 農林水産省「2010年世界農林業センサス」(概数値・組替集計) 注: 下段の()の数値は合計に占める割合である。





^{*4} 育林経費については、「平成22年版森林・林業白書」(9ページ)を参照。

(小規模林家の施業・経営意向は低調)

平成22(2010)年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」によると、保有規模が小さい林家ほど、施業に対する意欲は低い傾向にある。今後5年間における森林施業の実施に関する質問に対しては、保有山林面積規模1ha以上20ha未満の林家の69%が、「実施が必要な山林はあるが、実施する予定はない」と回答している(図IV-7)。また、今後の林業経営の意向に関する質問に対しては、同林家の78%が、「山林は保有するが、林業経営は行うつもりはない」と回答している(図IV-8)。

このように、小規模林家の森林施業及び林業経営 に対する意向が低調であるのは、木材価格の下落に よる林業の採算性の悪化によるものと考えられる。

(相続時における林業経営の継続が課題)

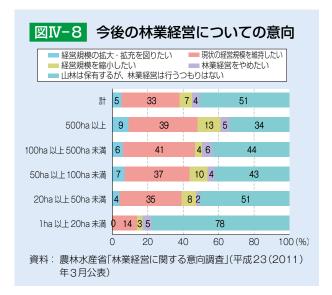
近年、大規模な森林を所有する林家では、相続を 契機として、所有する森林が細分化する例や経営の 規模が縮小する例、後継者が林業経営自体を放棄す る例がみられる。

平成22(2010)年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」(複数回答可)によると、林業経営を次世代にわたって継続するための支援・対策に関する質問に対しては、100ha以上の林家では、「木材価格を安定させる施策」と回答した林家が最も多かった。また、500ha以上の林家では、「相

続税、贈与税の税負担の軽減」と回答した林家が54%で最も多かった(図IV-9)。

このような林家を含む比較的大規模な森林 所有者については、施 業に対する意向が高い傾向にあることから、 施業集約化の担い手と して期待され、今後、 これら林家の経営の継 続に必要な支援策について検討していく必要 がある。





図IV-9 林業経営を次世代にわたって継続するための支援・対策 施業集約化や低コストで施業を 行う森林組合や事業体の育成 林業経営者、森林所有者又は後継者に対する 林業経営の知識や技術習得等の支援 16 木材価格を安定させる施第 路網整備や高性能林業機械導入のための支援 再造林費 100%補助 法人化のためのアドバイス、優遇措置等 企業や NPO などの森林経営への 取り組みや参入を進める制度 相続税、贈与税の税負担の軽減 固定資産税の税負担の軽減 1 ha以上20ha未満 20ha以上50ha未満 特になし 10 10 50ha以上100ha未満 100ha以上500ha未満 500ha以上 その他 20 80(%) 資料: 農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月公表) 注: 複数回答。

(3) 林業事業体の動向

(林業事業体は森林施業の主体)

我が国における森林施業の主体は、林家による自家労働、森林組合、素材生産業者等の3つに大別される。このうち、森林組合と素材生産業者等(あわせて、「林業事業体」)は、森林所有者等からの委託又は立木の購入によって、造林・伐採等の林内作業を担っている。

2010年世界農林業センサス(概数値)によると、森林組合は、全国における植林、下刈、間伐の受託面積のうち、5割以上を実施しており、我が国の森林整備の中心的な担い手となっている。また、素材生産業者等の会社は、主伐の約7割を実施しており、素材生産の中心的な担い手となっている(図IV-10)。

(森林組合の合併が進展)

森林組合は、森林組合法 (昭和53(1978)年施行) に基づく森林所有者の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産・販売・加工等を行っている (図IV-11)。 平成20(2008)年度末現在、全国の組合員数は約 158万人(法人含む)で、組合員が所有する森林の面積は民有林(都道府県有林を除く)面積の約3分の2を占めている。

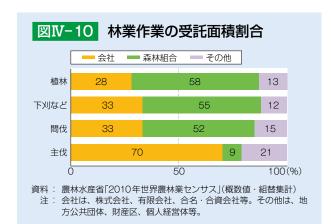
林野庁では、森林組合の経営基盤を強化する観点から、森林組合の合併を積極的に推進している。森林組合の数は最も多かった昭和29(1954)年度の5,289から、平成20(2008)年度末には711まで減少している。

森林組合が実施する事業のうち、新植・保育の面積は減少傾向にあるが、素材生産量は増加傾向にある(図IV-12)。新植・保育については、依頼者の半数が組合員等の個人であり、公社等と地方自治体がそれぞれ2割程度を占めている。素材生産については、依頼者の84%が組合員を含む個人となっている(図IV-13)。

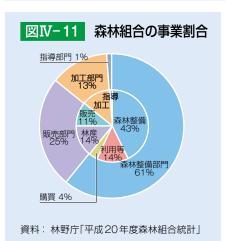
また、森林組合の雇用労働者数は、平成20(2008) 年度末時点で約2万6千人(1組合当たり平均36人程度)であり、特に、季節的な造林作業労働者の減少に伴い、平成14(2002)年度と比べてほぼ半減している(図IV-14)。

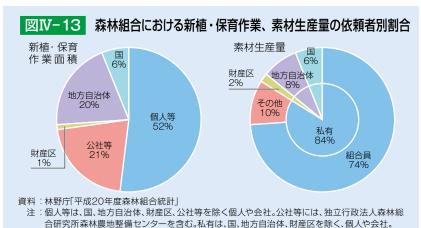
(幅広い森林組合の役割)

平成22(2010)年に農林水産省が実施した「森林







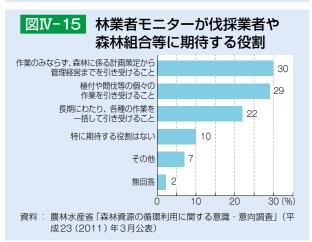


資源の循環利用に関する意識・意向調査」によると、 伐採業者や森林組合に期待する役割について、林業 者*5のモニターの30%が「作業のみならず、森林に 係る計画策定から管理経営までを引き受けること」、 29%が「植付や間伐等の個々の作業を引き受けること」、 22%が「長期にわたり、各種の作業を一括し て引き受けること」と回答している(図N-15)。

このように、森林所有者の高齢化や経営意欲の減退等により、自ら森林の管理・経営を実施する森林所有者が減少し、森林の管理・経営を全面的に委任したいとする森林所有者が多くなっている。このような中、森林組合は、地域の森林管理の主体として、造林・保育等の作業の受託から施業計画等の策定に至るまで幅広い役割を担うことが期待されている。

このような森林組合に対する期待から、平成22 (2010)年11月に報告された「森林・林業再生プラン*6」推進に当たっての具体的な対策に関する最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、森林組合の最優先の業務を施業集約化・合意形

図Ⅳ-14 森林組合の雇用労働者数の推移 (%)48,341 60歳以上の占める割合(右軸) 50,000 50 40,000 40 30.000 30 25.562 4.551 20 20.000 36.51 10.000 10 その他 ___ 伐出 造林 16,681 Ω 2U (08) (年度) H14 18 19 (2002) (03) (04)(05)(06)(07)資料: 林野庁「森林組合統計」



成や面的なまとまりをもった施業計画の作成とした上で、地域の持続的な森林経営の担い手とするよう、 森林組合の改革を進めるべきとされた。

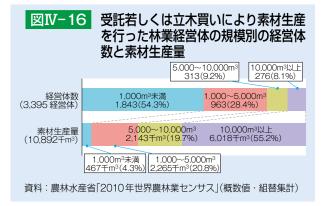
森林組合系統では、平成22(2010)年10月に開催された全国森林組合大会において、運動方針の中で、提案型集約化施業を最優先の業務として全ての組合員所有森林の集約化を目指すこと等を位置付けた。

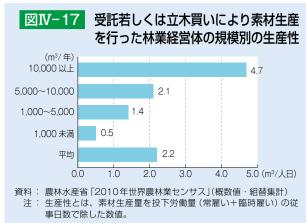
(林業事業体の育成が課題)

2010年世界農林業センサス (概数値) によると、受託若しくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体は、3,395経営体となっており、そのうち52%は個人経営体が占め、森林組合は15%、その他会社等の法人化している組織は26%である。

素材生産規模別の経営体数をみると、「1万m³以上」の規模層の経営体は、経営体数では8%を占めるにすぎず、規模の小さいものが多い。素材生産の労働生産性は、事業規模が大きい経営体ほど高く、規模が小さい経営体は、機械化も進まず、生産性が低いものが多い(図N-16、17)。

このようなことから、「森林・林業の再生に向け





- *5 この調査での「林業者」とは、原則として、2005年農林業センサスで把握された林業経営体のうち、保有山林面積が20ha以上で、かつ保有山林からの林産物の販売活動を行っている林家の経営者。
- *6 「森林・林業再生プラン」については、トピックス(2-3ページ)を参照。

た改革の姿」では、林業事業体が継続的に事業を営めるようにするためには、事業量や森林所有者等からの信頼を確保することが不可欠であり、林業事業体の事業実行能力、社会的信用、人事管理能力等を総合的に向上させるための新たな仕組みや手法を構築する必要があると提言された。あわせて、林業事業体間の競争が働く仕組みを構築することによって、林業事業体の育成につなげるとともに、森林整備の仕事の質を確保しつつ低コスト化を促す必要があると提言された。

(林業と建設業等との連携が拡大)

建設業は地域の経済活動や雇用を担う基幹産業であるが、建設投資の減少や景気の悪化等により、厳しい経営環境に置かれている。このため、建設事業に代わる地域での雇用機会の創出が求められている。

このような中、既存の人材・機材やノウハウ等を 有効活用できる建設業者と連携して、路網整備や間 伐等の森林整備を実施する動き (林建共働) が全国的 に広がりを見せ始めている。

このような林業と建設業の連携は、林業の担い手 確保を図る上で有効であるとともに、建設業におけ る雇用の維持にもつながり、山村地域の経済活性化 に効果的である。

また、地域によっては、林業従事者と森林ボランティアの中間的な役割を担うNPOが、自伐林家と連携して、小規模所有者の森林の整備を促進する例もみられる。さらに、一般の出資者から資金を募って森林整備を支援したり、学生や林業関係者、社会人が協力して、林業に関する情報を発信するなどの新たな取組も始まっている(事例IV-1、2)。

事例Ⅳ-1 事業ファンドによる森林管理への支援

岡山県西東倉村は、「百年の森林構想」に基づき、平成21(2009)年9月より、森林所有者・村・森林組合の3者が森林長期施業管理委託協定を締結して、国や県の各種補助事業と村費により、森林所有者に負担を求めることなく、間伐や作業道の森林整備を行っている。受託した森林は集約化施業により森林整備を実施しているが、これらの森林を効率的に管理していくためには、高性能林業機械の購入や作業道の開設等の初期投資を行うことが求められていた。

このため、森林・林業のトータルマネジメントを手掛けるT社では、事業ファンド「共有の森ファンド」を創設し、都市住民を中心に村や林業を応援する小口出資の投資家を広く募ることにより、初期投資への支援を行うこととした。ファンドの対象となるのは、西粟倉村の森林(最大 1,500 ha)において、村、森林組合、T社の3者が共同で実施する森林管理や木材生産であり、林業機械のレンタル料と木材販売による収入の一部を出資者に配当することとしている。また、木材の付加価値を高めるため、T社を中心に木材の加工・商品化、流通体制の整備を進め、事業の展開を図っている。



導入された林業機械を囲む投資家



150年生のスギ林。このような手入れの行き届いた森林を目指し施業を行っている。

事例Ⅳ-2 女子のチカラで林業を盛り上げたい!「林業女子会」

平成22(2010)年7月に、森林や林業に関心を持つ、主に京都で活動する女性たちが、女性の目線で林業を盛り上げるグループ「林業女子会@京都」を設立した。同会では、現場の職員から建築士、学生まで幅広いメンバーが集まり、林業を身近に感じてもらうため、フリーペーパーの製作、女性向け林業体験イベントの開催、家具メーカーと共同での北山杉PRプロジェクト、ブログによる情報発信等の活動を行っている。林業界に女性目線からの新しい風を吹き込む林業女子会のネットワークが全国に広がり、林業の活性化に貢献することが期待される。



フリーペーパー「fg」創刊号を手にする林 業女子会@京都のメンバー

(4) 林業労働力の動向

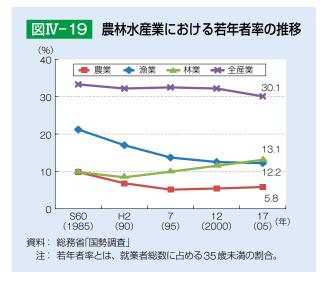
(林業就業者の動向)

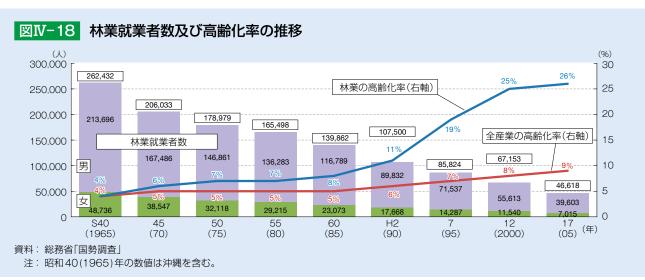
森林の施業は、主に山村で林業に就業する「林業 労働者」が担っている。国勢調査によると、林業就 業者の数は長期的に減少傾向で推移しており、平成 17(2005)年には4万7千人にまで減少している。

林業就業者数の減少の原因は、木材価格の下落により林業の採算性が悪化する中、森林所有者の経営意欲の低下により林業生産活動が停滞していること、伐採量の減少と森林資源の成熟が進む中で、人手を要する植付や下刈等の造林作業の事業量が減少してきたこと等によると考えられる。

また、林業の高齢化率(65歳以上の就業者の割合)は26%で、全産業平均の9%に比べて高い水準にある(図IV-18)。一方で、35歳未満の若年者の割合をみると、全産業で低下傾向にあるのに対して、

林業では平成2(1990)年以降上昇傾向で推移しており、平成17(2005)年の若年者率は13%となっている(図N-19)。一部の地域では、若年者の新規就業により、労働力の高齢化に歯止めがかかり、林業労働者数が増加傾向にある(事例N-3)。





事例Ⅳ-3 北海道では林業労働者が増加

平成22(2010)年8月に北海道が公表した「平成21年度林業労働実態調査」によると、道内の林業労働者数は平成17(2005)年度を底にして増加傾向にある。北海道では、その要因として、森林吸収源対策により、植林や間伐等の森林整備が推進されていることを挙げている。

また、39歳以下の若年者の比率が過去10年間でほぼ倍増(14%→26%)しており、林業労働者の若返りも進んでいる。



(「緑の雇用」により新規就業者が増加)

林業就業者の高齢化の進行を受け、若者を中心とした新規就業者の確保・育成が喫緊の課題となっている。このため、林野庁では、平成15(2003)年度から、林業への就業に意欲を有する若者に対して、林業に必要な基本的技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施しており、平成21(2009)年度までの7年間で、約1万人が新たに林業に就業した。

林業への新規就業者数は、「緑の雇用」事業の開始 前は、年間平均約2千人であったが、事業の開始後 は約3千4百人に増加している。平成16(2004)年 から平成18(2006)年にかけては、他産業での雇 用情勢の改善に伴い、新規就業者数の減少がみられ たものの、平成19(2007)年からは、増加傾向で推移している。平成21(2009)年度には、前年比18%増の3,964人となった(図IV-20)。これらの林業への新規就業者の大半は、他産業からの転職者が占めている。

新規就業者の増加の背景には、森林吸収源対策の間伐事業量が増加することが見込まれるため林業事業体が採用者数を増やしていることや、自然の中での労働や健康的な暮らしを求める自然回帰志向が高まっていること、さらには、雇用情勢が悪化する中、林業が雇用の受皿として期待されていること等があると考えられる。



□ラム 「世界伐木チャンピオンシップ(WLC)」に日本から初出場

平成22(2010)年9月にクロアチアで開催された「世界伐木チャンピオンシップ(WLC)」に、我が国から初めて、「チーム青森」(4選手)が出場した。WLCは林業界のオリンピックで、昭和45(1970)年に第1回大会が開催され、今年で29回目を数える(現在は2年ごとに開催)。1チームは4名(うち1名は24歳未満)から成り、プロの部と24歳未満の部がある。競技種目は、①伐倒競技、②ソーチェーン脱着競技、③丸太輪切り競技、④接地丸太輪切り競技、⑤枝払競技、⑥丸太輪切りリレーの6種類で、速さや正確さ、チェーンソーの安全な取扱いを競い、総合点で世界一を決める。

今大会には30か国から31チーム122名が参加し、競技結果は、団体部門(プロの部)では、1位オーストリア、2位イタリア、3位エストニア、個人(24歳未満の部)では、1位ノルウェー、2位ドイツ、3位スイスであった。チーム青森は、善戦したものの、団体部門では31チーム中27位、個人の最高位は93人中64位であった。



伐倒競技



丸太輪切り競技

(提供:社団法人全国林業改良普及協会)



枝払競技

(厳しい就業環境)

林業作業のうち、植付・下刈等の造林作業は季節性があるため、特定の季節に多くの労働者を必要とする。近年では、造林作業等の減少により、造林事業の多くを担ってきた森林組合で、季節雇用の労働者が大きく減少している。この結果、通年で働く専業的な雇用労働者の占める割合が相対的に増加しており、社会保険が適用される者の割合が上昇している(図N-21)。

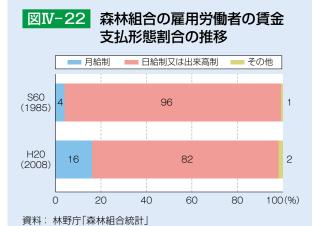
一方、雇用形態をみると、月給制の雇用が増えているものの、林業は悪天候の場合に作業を中止せざるを得ず、事業日数が天候に大きく影響を受けることから、依然として日給制の雇用が大勢を占めている(図IV-22)。

また、林業労働では、高性能林業機械の導入や作業道等の路網整備が進展したことにより、かつてに比べて、林業労働者の労働負荷が軽減している。特に、ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械の普及により、造材・集運材作業において、安全な労働環境が整備されつつある。

しかしながら、林業における労働災害の発生率を示す「死傷年千人率」は、伐木作業中の死傷災害が依然として多く発生していること等から、他産業に比べて高止まりしている。平成21(2009)年の死傷年千人率は30.0で、全産業平均の15倍と高い水準にある(図IV-23)。平成21(2009)年に発生した林業の死亡災害の発生状況をみると、年齢別では

図IV-21 森林組合の雇用労働者の社会 保険等への加入割合 (%) 60 雇用保険 50 健康保険 厚牛年金 40 30 56 51 52 45 20 10 14 0 S60 H20 (年) (1985)(2008)資料: 林野庁「森林組合統計」 注: 昭和60(1985)年は作業班の数値、平成20(2008)年 は雇用労働者の数値。

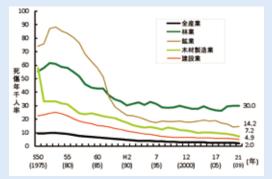
50歳以上が74%、作業別では伐木作業中での災害 が49%となっている(図N-24)。



注1: 月給制には、月給・出来高併用を、日給制又は出来高制 には、日給・出来高併用を含む。

 昭和60(1985)年は作業班の数値、平成20(2008)年 は雇用労働者の数値。

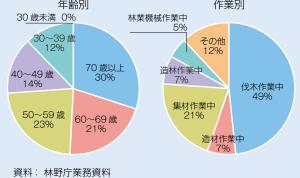
図IV-23 林業と他産業の労働災害発生率 の推移



資料: 厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」、「労災保険給 付データ」

注: 死傷年千人率とは、労働者1,000人当たり1年間に発生する死傷者数を示すもので、千人率=1年間の死傷者数 (休業4日以上)÷1年間の平均労働者数×1,000)で表されるもの。

図IV-24 林業における死亡災害の発生状況(平成21(2009)年) 年齢別 作業別



(林業労働者の定着に向けた取組を促進)

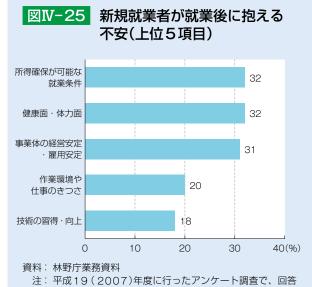
このような厳しい就業環境にある中、林業への新規就業者の中には、安定的な所得の確保や事業体の経営状況等に不安を持つ者も少なくない(図IV-25)。林業労働者が抱える様々な不安を解消しなければ、既存労働力の流出も懸念される状況にある。

このため、林野庁では、平成22(2010)年に、 林業労働者が林業に定着するための方策を取りまと めた「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の 見直しを行った。

新たな基本方針では、事業主によるOJT*7やOFF-JT*8の計画的な実施、研修カリキュラムの作成、能力に応じた労働者の昇進・昇格モデルの提示、段階的かつ体系的な研修等により、林業労働者のキャリア形成を支援することとしている。

このような見直しを踏まえ、平成23(2011)年度からは、「緑の雇用」現場技能者育成対策により、段階的かつ体系的な研修カリキュラムに基づき、引き続き、新規就業者に対する3年間の研修を行うとともに、新たに、現場管理責任者に対する研修、複数の現場管理責任者を統括する者への研修を行うこととしている。

このほか、林業労働力を継続的に確保するためには、健康で安全な職場づくりも不可欠である。このため、労働災害の防止に向けて、林業事業体に対する安全指導の徹底、作業現場への巡回指導、実践的な現地実習の強化、安全作業のための器具等の開発・改良等の労働安全衛生対策の徹底が図られている。



注: 平成19(2007)年度に行ったアンケート調査で、回答者数は2,313人。3つまでの複数回答で、構成比は回答者数に対する割合。

^{*7} 日常の業務を通じて必要な知識・技能又は技術を身に付けさせる教育訓練。

^{*8} 日常の業務から離れて講義を受ける等により必要な知識・技能又は技術を身に付けさせる教育訓練。